

公募型プロポーザル方式に係る手続開始のお知らせ

以下のとおり、提案書の提出を求めます。

なお、本事業に係る契約の締結は、当該事業に係る令和5年度予算が成立し、予算配当がされることを条件とします。

令和5年1月4日

世田谷区

1 業務概要

(1) 件名

新型コロナウイルス感染症に関するPCR検査関連業務委託

(2) 履行期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

※契約期間中に事故又は履行不良が頻繁にみられる場合などは、この契約を変更又は解除することがある。

※新型コロナウイルス感染症の法律上の分類の変更や国による対応方針の変更や今後の感染状況により、履行期間を変更する場合がある。

(3) 委託内容

業務内容の主な項目は以下のとおり。

- ・区内2箇所のPCR検査会場の運営
- ・予約受付及び受付状況報告
- ・会場での検体採取
- ・検体検査
- ・検査結果連絡および連絡状況報告
- ・物資調達及び管理
- ・産業廃棄物及び一般廃棄物の収集運搬処理
- ・感染性廃棄物の収集運搬処理

(4) 提案限度額

440,874,940円（消費税及び地方消費税含む）

※消費税については、令和4年12月1日時点での税率で計算すること。

※上記金額は、構築及び導入準備委託並びに運營業務委託の合算である。

※本案件は、世田谷区公契約条例の定める労働報酬下限額の対象となる。
労働報酬下限額の詳細は別紙を確認すること。

2 本プロポーザルに参加表明するにあたっての留意事項

(1) 参考仕様書に記載の予定数量は、あくまで現時点の想定であり、契約時の仕様

書においては数量が大幅に変動する可能性がある。また、今後の新型コロナウイルスの感染状況や、国や都の新たな取組、基準が示された場合、事業内容を変更する可能性がある。その場合は区と受託者が協議の上、決定する。

(2) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年十月二日号外法律第百十四号）に基づく国の制度変更等により、検査の必要性が無くなった場合は下記の対応とする。

① 本プロポーザル期間中または終了後、契約締結前までに検査の必要性が無くなった場合

区は本件プロポーザルを中止または無効とすることができる。その際の準備等に係る経費について、区は一切負担しない。

② 契約期間中に検査の必要性が無くなった場合

区は契約を終了することができる。その際の固定費に係る支払い率については、区と受託者が協議の上、決定する。

3 参加資格要件

提案書提出時において、次の要件を全て満たす法人であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項（同令第 167 条の 11 第 1 項において準用する場合も含む。）に該当する者でないこと及び同条第 2 項による措置を現に受けていないこと。
- (2) 世田谷区の競争入札参加資格を有すること。
- (3) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中ではないこと。
- (4) 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員が経営していない者又は事実上経営に参加していないこと。
- (6) これまで官公庁から受託した業務において、新型コロナウイルスの PCR 検査センター運營業務及びコールセンター運營業務の受託実績を有すること。
- (7) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会が管理する個人情報取り扱いに関する認定（プライバシーマーク）を受けていること。
- (8) 都内及び都近郊（埼玉県、千葉県、神奈川県）に本店、支店又は営業所等の営業拠点を有する者であること。

4 手続等

(1) 担当部課

世田谷保健所健感染症対策課

〒154-8504 世田谷区世田谷四丁目 24 番 1 号

担当 勝又

電話 03-5432-2441 FAX 03-5432-3022

メールアドレス：SEA02015@mb.city.setagaya.tokyo.jp

(2) 説明書等の交付について

説明書等の交付を希望する場合は、以下の期間内に、指定の場所で受領すること。

交付期間 令和5年1月4日（水）から1月11日（水）午後5時まで

※期間中の受付は午前9時から午後5時まで（土日、祝日を除く）。

交付場所 (1)に同じ

交付方法 配布または世田谷区のホームページからダウンロード

(3) 参加表明書等の提出方法について

プロポーザルへの参加を希望する事業者は、参加資格を確認の上、次の通り様式1「参加表明書」に必要事項を記入して代表者印を押印し、以下の添付書類を添えて提出すること。参加表明書の記載内容や提出方法について質問がある場合は、電話等で受け付ける。

提出書類

① 参加表明書（別紙を含む） 1部

② 令和3年分の納税証明書（都道府県民税・市町村民税） 1部

③ 令和3年分の貸借対照表 1部

④ 上記2（6）の受託実績を確認できる書類（契約書の写し等） 1部

⑤ プライバシーマークの付与認定に関する証憑（認定証写し等） 1部

※②は、発行から3か月以内のもので、写し不可とする。

提出期限 令和5年1月11日（水）午後5時まで（必着）

※期間中の受付は午前9時から午後5時まで

提出場所 (1)に同じ

提出方法 電子メール送信（(1)に記載のメールアドレスあて）

ただし、①と②については、電子メールでの提出にあわせて、原本を郵送で提出すること。

※電子メールは、件名冒頭に「【PCR検査関連業務委託】」と明記の上、送信後（1）に記載の電話番号に必ず連絡すること。

(4) 招請通知（参加資格結果通知）

令和5年1月13日（金）にメールで通知する。

(5) 質問の提出期限、方法

提案書作成にあたっての質問（所定様式）及び回答については、公平を期するため電子メールで行い、内容については取りまとめた上、本件参加表明者の全員に配信する。ただし、参加表明書の記載内容や提出方法に関する質問についてのみ、電話等でも随時受け付ける。

期限：令和5年1月27日（金）午後5時まで（必着）

回答：令和5年2月 1日（水）午前（予定）

(6) 提案書等の提出方法

提案書等を提出する場合は、以下の提出書類を期限内に、指定の提出場所及び方法で提出すること。

提出書類 ・提案書（原本及び副本）：副本には、会社名がわからないように、事業者名や所在地、事業者名を用いた商品名等を削除するかマスキングして隠すこと。

・見積書

提出期限 令和5年2月10日（金）午後5時まで（必着）

※期間中の受付は午前9時から午後5時まで

提出場所 (1)に同じ

提出方法 電子メール（(1)に記載のメールアドレスあて）（郵送不可）

※電子メールは、件名冒頭に「【PCR検査関連業務委託】」と明記の上、送信後(1)に記載の電話番号に必ず連絡すること

5 審査及び審査結果の通知

(1) 審査

「新型コロナウイルス感染症に関するPCR検査関連業務委託事業者選定審査要領」及び「評価基準表」に基づき提案書及び見積額等により総合的に審査を行い、評価点の最も高い事業者を契約候補者として選定する。

(2) 審査基準

- ① 業務実施方針について
- ② 業務の体制、全体の管理・事業運営等に関する事項
- ③ 予約受付及び結果連絡に関する事項
- ④ PCR検査センターの運営に関する事項
- ⑤ 検体の検査に関する事項
- ⑥ 新型コロナウイルスの感染状況による柔軟な対応に関する事項
- ⑦ 個人情報保護・情報セキュリティ対策に関する事項
- ⑧ その他追加提案に関する事項
- ⑨ 委託の実績に関する事項
- ⑩ 経営状況に関する事項
- ⑪ 見積金額の妥当性

(3) 審査結果の通知

選定結果は、令和5年2月24日（金）（予定）に文書で通知する。

6 その他

(1) 提案書が特定された事業者を、本件業務委託契約の随意契約の相手方となるべき

候補者とする。

- (2) 詳細な仕様、契約金額、候補者のシステムが提案どおり稼働できることの判断等について、候補者と区の間での調整完了後、受託事業者として、契約を締結する。
- (3) 契約保証金 免除
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無 無
- (6) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (7) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。
- (8) 提案に係る一切の費用については、全て提案者の負担とする。
- (9) 提出期限以後の参加表明書及び提案書の差替え又は再提出は認めない。
- (10) 提案者から提出された書類は返却しない。また、審査に必要な範囲で複製することがある。
- (11) 参加表明書や提案書等提出書類に虚偽の記載をした場合は、失格とする。
- (12) 本プロポーザルは事業者の選定のみを目的としており、提案書の内容に区は拘束されない。
- (13) 関連情報を入手するための照会窓口 「4（1）担当部課」に同じ
- (14) 詳細は説明書による。
- (15) 区は、提案書を選定の目的以外で参加者に無断で使用しないものとする。
- (16) 本件に関して区から受領した資料等は、区の許可なく公表、転載及び引用することはできない。
- (17) 提案書の提出後に「3 参加資格要件」の要件に該当しないこととなった者は、提案書審査及び契約交渉の対象としない。
- (18) 個人情報の取り扱いについては「個人情報を取り扱う業務委託契約の特記事項」を、障害を理由とする差別の解消の推進への対応については、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する特記事項」を、電算処理の業務については「電算処理の業務委託契約の特記事項」を遵守すること。

世田谷区との一定額以上の契約には
「労働報酬下限額」 が適用されます



**工事請負契約の
技能労働者の場合**

**東京都の公共工事設計労務単
価の職種ごとの85%相当額**
(各職種の金額は裏面をご覧ください)

**工事以外の契約の
労働者の場合**
(不動産、賃貸借を除く)

1時間あたり **1,230円**

労働報酬下限額とは...

世田谷区との契約事業者が労働者に支払う労働報酬の下限とすべき額のことです。世田谷区長が条例に基づき、告示します。労働者は、事業者(下請負者含む)のもとで、労働報酬下限額が適用になる契約案件()の業務に従事する方が対象です。一人親方や派遣労働者も含まれ、正社員・アルバイトなどの雇用形態は問いません。

予定価格が3千万円以上の工事請負契約及び予定価格が2千万円以上の工事以外の契約(不動産、賃貸借を除く)又は指定管理者協定

世田谷区公契約条例とは...

世田谷区が事業者と結ぶ契約に関する基本方針や区長と事業者の責務などを定めた条例で、労働者の適正な労働条件の確保や、事業者の経営環境の改善を図ることなどを目的としています。契約事業者には、公契約条例に基づいて労働報酬下限額を守り、労働者への適正な賃金を支払うことで適正な労働条件の確保と向上に努めていただく義務があります。

公契約条例・労働報酬下限額の詳細については、世田谷区ホームページをご覧ください。

【問い合わせ先】世田谷区財務部経理課契約係
電話：03-5432-2145～2152・2173・2435
FAX：03-5432-3046

世田谷区 公契約条例

検索



世田谷区公契約条例のその他の取組み

《 労働条件確認帳票 》

賃金、労働時間、社会保険の加入などの労働条件が適正であることを確認するためのもので、予定価格が50万円を超える契約()において契約事業者に配布し、提出を求めています。また、この帳票は、事業者・労働者をはじめどなたでも契約担当窓口で閲覧できます。

指定管理協定は金額を問わず全案件が対象

閲覧場所	閲覧できる帳票
経理課 (世田谷区役所第一庁舎2階20番窓口)	教育総務課が取り扱う契約以外の契約
教育総務課 (世田谷区役所第一庁舎4階46番窓口)	教育委員会の契約のうち予定価格が2千万円未満の契約

《 労働報酬下限額周知カードの配布 》

労働報酬下限額の対象となる契約の業務に従事する方一人ひとりに、契約事業者を通してその旨を周知するカードを配布し、契約事業者からは周知したことの確認書をご提出いただくことで、労働報酬下限額の周知及び遵守の徹底を図っています。

工事請負契約の技能労働者の労働報酬下限額（1時間あたり）

職種	労働報酬下限額	職種	労働報酬下限額	職種	労働報酬下限額
特殊作業員	2,731円	潜かん世話役	3,921円	型わく工	2,827円
普通作業員	2,370円	さく岩工	3,326円	大工	2,720円
軽作業員	1,658円	トンネル特殊工	3,188円	左官	2,986円
造園工	2,338円	トンネル作業員	2,689円	配管工	2,561円
法面工	2,986円	トンネル世話役	3,592円	はつり工	2,720円
とび工	2,965円	橋りょう特殊工	3,230円	防水工	3,220円
石工	2,901円	橋りょう塗装工	3,315円	板金工	3,092円
ブロック工	2,689円	橋りょう世話役	3,794円	サッシ工	2,837円
電工	2,837円	土木一般世話役	2,816円	内装工	2,975円
鉄筋工	2,986円	高級船員	3,241円	ガラス工	2,805円
鉄骨工	2,731円	普通船員	2,572円	ダクト工	2,529円
塗装工	3,220円	潜水士	4,505円	保温工	2,455円
溶接工	3,326円	潜水連絡員	3,220円	設備機械工	2,476円
運転手(特殊)	2,689円	潜水送気員	3,135円	交通誘導員A	1,743円
運転手(一般)	2,242円	山林砂防工	2,859円	交通誘導員B	1,509円
潜かん工	3,305円	軌道工	5,143円	上記以外の職種	1,230円

上記の金額は熟練労働者に適用されます。

上記の職種であっても、事業者が労働者等との合意の下で見習い又は手元等の未熟練労働者と判断する者及び年金等の受給のために賃金を調整している者については、1時間当たり1,365円になります。

このちらしに記載の労働報酬下限額は、令和4年12月20日告示によるものです。

適用対象は令和5年4月1日以後に締結する契約(上記の告示前に公告し、入札に付された契約を除く)です。